

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和8年3月31日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会訓令第 1 号

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市教育委員会事務決裁規程（昭和62年野田市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「及び主任主査」を「、調整官及び主任主査」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。